

# 平成25年玉村町議会第1回臨時会会議録第1号

---

平成25年2月7日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成25年2月7日（木曜日）午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 訴えの提起について
  - 日程第4 議案第2号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第5号）
  - 日程第5 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原則孝君	2番	石内國雄君
3番	原幹雄君	4番	柳沢浩一君
5番	齊藤嘉和君	6番	筑井あけみ君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	町田宗宏君	10番	川端宏和君
11番	村田安男君	12番	高橋茂樹君
13番	宇津木治宣君	14番	石川眞男君
15番	島田榮一君	16番	浅見武志君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	横堀憲司君
総務課長	重田正典君	子ども育成課長	佐藤千尋君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋則夫	局長補佐	石関清貴
主査	関根聡子		

## ○開会・開議

午前 11 時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年玉村町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第 120 条の規定により、7 番備前島久仁子議員、8 番三友美恵子議員の両名を指名いたします。



## ○日程第 2 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る 2 月 4 日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） 議会運営委員長の筑井でございます。報告申し上げます。

平成 25 年玉村町議会第 1 回臨時会、議会運営委員長報告。

平成 25 年玉村町議会第 1 回臨時会が開催されるに当たり、去る 2 月 4 日午後 4 時より、役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会には、町長から提案される議案が 2 議案と、議員発議による議案が 1 議案、合わせて 3 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

平成 25 年玉村町議会第 1 回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。



### ○日程第3 議案第1号 訴えの提起について

◇議長（浅見武志君） 日程第3、議案第1号 訴えの提起についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。寒い中、たくさんの傍聴人の皆さん、大変ありがとうございます。議案説明をいたします。

本案につきましては、玉村町在住の住民2人を原告とし、玉村町長貫井孝道を被告とする前橋地方裁判所、平成22年第18号損害賠償請求行為請求事件、これは住民訴訟でございます。について判決が平成25年1月25日に言い渡されましたが、判決に不服があるため、玉村町長貫井孝道を控訴人として東京高等裁判所に控訴するものでございます。

控訴する理由といたしましては、判決を精査したところ、判決理由の中に明らかに誤認の点があり、このまま控訴せず認めてしまいますと、行政を運営するに当たり、当町のみならず、全国の自治体に大きな影響を及ぼす判例となってしまうため、控訴を決めた次第でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 1月25日の午後1時10分から、本件に関する判決が下されました。その判決に至る事実及び理由というのが、27ページにわたってございます。その最後の結語というところがございますが、以上、認定判断したところによれば、原告らの請求は全て理由があるから、これを認容し云々ということなのです。それで、判決の主文が出ているわけです。

ちょっと読んでみますと、1つは、被告は貫井孝道に対し、62万円及びこれに対する平成22年4月1日から支払い済みまで年5歩の割合による金員を玉村町に支払うよう請求せよ。それで、2項に訴訟費用は云々と、こうあるのですが、要するに被告、玉村町長は全面的に敗訴したというのが、

この判決だったわけです。

そこで、3回しか質問できないと、こういうことですので、1回目に3点一度に質問をします。ちなみに、この3点については、全員協議会が終わった後、総務課長に既に渡してあります。それでは、質問します。

まず1点は、控訴して勝てる可能性があるのかと、こういうことでもあります。裁判は戦争と同じだと思います。勝てる見通しのない戦争はやるべきでない。それも100%勝てるというのはないと思うのです。何が起こるかわかりませんから、偶発的な事故等がありますから。十中八九、80%あるいは90%ぐらいの勝てる見通しがあるときに戦争はするべきだと。この控訴も、そういうときに控訴すべきではないかと。そこで伺いますが、この控訴は勝てる可能性があるのかと。一審の判決をつぶさに検討して、どれぐらいの可能性があると考えているか。それが1点目の質問であります。

2点目、平成22年4月15日に本件に関する全員協議会が開かれました。そこで私は、町長に何で和解したのだと、その理由についてしつこく質問をしました。そのときに、町長は次のように答えました。要訳ですけれども、1つは、最高裁まで争うと三、四年かかり、弁護士費用が推定で1,000万円ほどかかると。2点目、控訴審では大石氏の請求が認められる可能性があるとして、このような答えでした。それで、このことは判決の事実及び理由書の中にも書いてあります。

そこで、今回、控訴すると、前回のようなこと、最高裁まで行くと三、四年かかる。弁護士費用は1,000万円ほどかかると、このようなことが考えられるのではないかと。また、控訴審で負ける可能性もあるのではないかと、この点について伺いをいたします。

3点目、平成22年6月の定例議会のことでもあります。私は、一般質問で町長に質問をしました。そうしましたら、町長は和解の理由として次のようなことを答えられました。1つは、大石氏が弁護団を組んで争うと聞いている。2つ目、町のことを考えて和解した。このように答えました。今回の控訴審で石川純男氏及び天田精一氏が弁護団を組んで、しかも非常に有名な総理大臣の顧問弁護士などをしたそういう人たちが弁護団を組んで争うことにはならないのかと。この際、町のことを考えて控訴しないほうがよいのではないかと。

以上3点について1回目の質問とします。

ちょっと待って。休憩して。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時13分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 1番の勝てる可能性があるかないかについては、課長のほうからまた細かく説明しますけれども、2番、3番については私のほうから説明いたします。

まず、今回の控訴について、前回の裁判で町としては控訴されたのですが、控訴審を争わずに和解をしたということでございます。これについては、町民との裁判で争うということは、私の本意ではないということもありますし、先ほど町田議員が言ったとおり、時間といろいろなお金もかかるから、そういうものを考えた中で和解をしたということございまして、それは説明のとおりでございます。

今回につきましても、こういう形で町が住民の方と争うということは、私は決して好んでいるわけでもないし、そういう形はとりたくないというのが私の基本的な考えでございます。ただ、今回は、判例の中でこれを認めると、玉村町だけではなくて、全国の市町村、自治体が……。この判例というのは、非常にその後のいろんな法律問題の中で判例が重要視されますので、この判例をもう一度控訴審で、高裁で審理をしていただいで結論を出していただくのがいいのではないかと。これを前橋地裁で出した判例でいきますと、今後大変なことになるというのは、自治体が仕事ができないような状況になりかねないということでございますので、これは玉村町だけではなくて、その控訴人に対する控訴ではなくて、あくまでも地裁の裁判の裁判長の考え方に対する誤認があるのではないかなということでございますので、その誤認を正すと。裁判でその誤認を正すということは、話し合いができないので、これは高裁へ行って、高裁でもう一度その審理をしていただく以外にないということでございますので、あえて控訴をして、高裁でもう一度そこを審理していただいで、結論を出していただくということでこの決断をしたということでございます。

前回の裁判で、町のことを考えて相手と和解をしたということでございます。今回も、前回と同じような状況でございますけれども、先ほど言ったように、これは玉村町だけの問題ではないということでございますので、あえて控訴したことがどうこうではなくて、一審の裁判長の裁判、判決、判例、これに対する誤認を解くということで控訴したということをご理解をしていただきたいなと思います。

1番目の質問であります勝つか負けるかについては、私はこういう民事でございますから余り勝つか負けるかということではない裁判でございますけれども、その辺について総務課長のほうから実際としてはどうかということで説明をさせていただきます。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） ご質問者の今後控訴して次の裁判で勝てるかどうかというご質問でございますが、先ほど質問者も言っていましたとおり、100%勝てるという保証はどこにもありません。

ただ、先ほど町長が説明したとおり、町が行政手続を間違えて予算執行したためにこういう形になったというものでありますので、これでいきますと3月31日の専決、その専決の報告が3月ですから、それ以降の議会ということになれば次年度に入るわけです。次年度に議会に報告したのでは予算が組み立てられないということになりますと、全国の自治体が非常に困惑するということになります。でするので、控訴するということになります。

ですから、我々事務方としての考えでいきますと、先ほど町長も言ったとおり、判決の内容に少し誤認があったのではないかという考えは持っております。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 判決の理由が全国の地方自治体に影響があるということで、和解したときの理由、控訴審あるいは最高裁まで行くと何年間かかかると。あるいは、裁判費用も1,000万円ほどかかると。そんなことは構わなくて、それよりもこの判決の理由を正すほうが重要だと。この和解をしたときの本当の町長の考えというのは、とにかく町長として町政に何年間も専念できないと、それから職員の労力も相当つき込まなければならない、それからお金もかかると、そういうことで町のことを真剣に考えました。今の町長の答弁だと、町のことよりも、全国の地方自治体に及ぼす影響を優先させた、ということなのです。そういうことであるなら、町長は町長をやめて、私人として、私としてこれをやるべきではないかと。町長のままでこういう裁判して、町政に専念できないということは前の和解のときの町長の考えですから、その点についてはどう考えますか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 全国のことを考えてというのもありますけれども、まずは玉村町としての考えでございます。これは私ももう10年町長をしております、その前に議員を1期しております。行政については、ある程度精通してきたかなと考えております。その中でもこの裁判長の判決の理由は、先日も弁護士といろいろ討議を重ねたわけでございますけれども、玉村町として責任を持ってこの問題についてもう一度高裁で審理をしていただく。そして、結論を出していただくのが正しいやり方であるという判断をいたしまして控訴したわけでございますので、これは町民の皆さんとの裁判という、形としてはそういう形でございますけれども、私としてはこのような間違った判例が出るということに対して、ただそれでいいですよというわけにはいかないのではないかなということで結論したということで理解をしていただきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） これが最後だね。では、仮定の話で申しわけないのですが、控訴して負けたら、町長の職を辞しますか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） こういう裁判でございますから、民事でございますから、各人の考え方によって勝ち負けということは出ると思いますけれども、その解釈が正しいか、今まで我々全国の自治体がやっていた事務手続が正しかったのか、それとも今回、地裁で出した裁判長の判断が今後正当化されていくのかというそういう裁判だと認識をしております。ですから、勝ち負けということよりは、どういうふうな形で認識をしていくかということになると思いますし、私としては今まで全国の自治体、玉村町ももちろんそうです。その自治体が積み重ねてきたこの事務手続について、私は正当化されたほうが今後の事務手続の中ではいいと思っていますし、そういうような形で高裁で審理をしていただければと思っています。

ですから、町田議員が言われたとおり、勝ち負けということもありますし、それは各人の考え方によっていろいろ勝ち負けというのがありますけれども、今回の控訴というのそういう勝ち負けではなくて、その事務手続が今後、日本中の自治体の事務手続が正当化されるのか、それともこれを変えなくてはいけないのかと。変えるとなると非常に大変なことになると思うのですけれども、そういう結論を出していただくという裁判でございますので、その辺で理解をしていただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 今の町田議員の質問と、それに対して答えていただいた町長、お話のほうはよく理解はしてきておるのですが、そもそもこの裁判の発端が和解の関係から発しております。住民の方の思いがどこまで町長のほうに通じて、それに対して答えていくのかというのが1つの重要な視点になるかなと思います。行政を行う上での話であれば、当然今の控訴に踏み切るということも非常によく理解ができます。住民の方の訴えている趣旨という形をちょっと考えてみますと、いわゆる和解をして、滞納された方にお金を渡して納税をさせて、プラスアルファがあったというような認識で、非常に不公平を感じて、それはいいのではないかなというような形で訴えをされて、またその分について町の税金が使われたということに対しての提起なのだろうと思います。行政のいろんな時間のパターンとかそういうのがあって、そごはいろいろあったかもしれませんけれども、思いとすれば、そういう思いがあったかなと思うのです。そのことに対して、町長は政治的な判断を持って和解に踏み切っておりました。その和解に踏み切ったことに対して、住民のほうから監査請求があり、また今回の民事訴訟があったわけでございます。その流れのもとを考えたときに、町長としてその解決する糸口というのはどのようにお考えになっているか、またはこれについても和解とか訴えの取り下げとかというような動きの考えがあるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今までの裁判の過程で、大体その辺については解決しているのかなと考えております。

最後に、控訴を取り下げる可能性があるのかという質問でございますけれども、この辺については、裁判というのは非常に流動的でございますし、世の中の流れというのもあります。ですから、私はその辺を十分に認識して、そしてまたその辺を読みながら、これを行政としてつなげていくという考えでございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 今言われたことがちょっとよくわからなかったもので、申しわけないのですが、とりあえず控訴は提訴して、その後、この控訴を提訴するということは、行政をやっていく上で誤りがあるということで、それが判例として残って固まってしまった場合には町の行政が成り立たないと、専決処分等が一切できなくなるというような認識の上で控訴をまず提訴するということだと思っております。

もともとの争っていることについての解決の糸口ということについては、例えば判決にある、主文のほうにある町が請求せよとか、そのような内容のことが実質的に行われたならば、この裁判のほうの決着の方向が違わないかなということの趣旨で控訴の提起はした後、それを解決すべき動きとかそういうもののお考えはあるのでしょうかという質問です。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今現在では何ともお答えのしようがないのですが、過去の行政の今まで町長としてやってきましたその辺の私の行動なり考え方を理解していただければ、その辺については理解がしていただけるのかなと考えております。

◇議長（浅見武志君） 3度目になります。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 微妙な言い回しですね。時系列的なあれがありますから、はっきりも言えないのだろうと思うのですが、ぜひ町長の英断も必要かなと思っておりますので、ご期待したいなと思っておりますので、ぜひその辺のところを考えていただければと思いますが、いかがですか。

◇議長（浅見武志君） よろしいですか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 1つ伺います。私も今回、いろいろまた調べてみましたけれども、まず

専決処分ということに関して伺います。

専決処分のケースで一番多かったのは、招集する暇がないときであったが、理由として果たして町村の段階で招集する暇がないほどの緊急を要する事件が現実にあるかどうか、これは議員必携に書いてあるのですけれども、そして本当に緊急を要する場合は、前日告示して議会を開くことができるのであるから、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は町村ではめったに起こり得ないというふうに議員必携には書いてあります。それほど専決処分は慎重にすべきということでもあると思うのです。

そして、この専決処分する場合は、それは他の市町村もしていますけれども、本当に緊急災害、そして役場などが崩壊してしまって、招集する時間がない、本当はそういうときに限ったことなのでありますけれども、今回、和解をしたということがありまして、この25ページを見ますと、玉村町の議会が、本件和解に基づく解決金の支払いを平成21年度一般会計補正予算として承認した議決は、会計年度独立の原則に反する違法な議決となるから、本件専決処分のうちの解決金の債務負担や支出は、上記議決によって議会の議決した予算に基づくものとなるということではできないということでありまして、今、町長が言いました専決処分、そして年度をわたっての予算執行ができないということは、災害、そうした緊急のことに関してはできるけれども、今回できないということのここは、和解に関して、年度をまたいだ和解の予算執行したことが問題であるというこの1点に関しての専決処分の違法性を唱えているのではないかと思います、その点はどのように確認していますか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） ご質問者のおっしゃっているのは、年度をまたいで議決ということだと思うのですけれども、内容的には町としては3月31日に専決をして、3月31日に予算執行しているということで、単年度主義に反するということはないと考えております。また、それを次期の議会ということで6月の定例会に提案しているわけですが、それで承認を求めているわけですが、その承認の可否によって、その予算が動くということではないと、3月31日に町長が専決した段階で予算は固まっているということで考えております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 先ほど判例をつくってしまって、他の自治体についても問題が残るということでもありますけれども、それは専決処分をするということはいろんなことであります。ただ、これを読みますと、本当に和解の1点に関しての予算執行、年度をまたいだ予算執行が問題であるということに私は捉えられるのです。ですから、専決処分の災害などの危機があった場合、専決処分の全てがいけないと言っていることでは、これはもちろんないと思うのです。もう一度お聞きします。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） 先ほどもちよつとご答弁申し上げましたけれども、年度をまたいで予算執行はなかったということで考えております。

◇議長（浅見武志君） よろしいですか。

1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

◇1 番（笠原則孝君） 今までの人が大分狭まった話をしましたけれども、今、よく話を聞いていますと、何か予算執行のことに専決のことがこっちへ来てしまって、62万円払ったこと自体が何かぼけてきてしまったということで、皆さん、傍聴人もいますけれども、いろんな出来事をどのくらいの町民の方が知っているか、私が読み上げますから、ちょっと聞いてください。

過去の議事録を拝見すると、当初、平成22年3月26日、高裁より期日呼び出しが届く。相手方より貫井町長に和解案が示される。いいですか。それから3月30日、非常に切迫しています。町長、副町長、税務課長、金田補佐で協議を行う。これ考えてみますと、みんな町だけで行っているのです。全然議員のほうには話が出ていない。そして、3月31日午前9時、相手方と役場において62万円支払うということで和解すると。こういうことなのです。

そして、町長は、高裁で争うことになれば、職員もこのことで繁忙を極め、何より1,000万円近い金がかかる。その分、福祉に回したほうが町のためになると思ひ和解をしたと言っております。これは議事録に残っています。その後、町長が、滞納者に62万円支払い、その金の一部を税金として支払いさせているということは、大多数の住民が納得せず、今回の損害賠償請求行為請求事件、要するに住民訴訟ということになり、前橋地裁で2年近い審理の結果、貫井孝道は62万円と年5歩の金員を支払うという判決が出ました。それを何か行政のほうのまたぎがどうのこうの、何かすりかえているのではないかということなのです。

それと、一審の地方裁判所で敗訴となり、今度は全面的に不服ということで東京高等裁判所へ控訴するとのことだが、何か前に比べて矛盾していませんか。よって、控訴をするなら、町の税金は使わず、個人貫井孝道自身で行うのが筋ではないかと思ひます。意地で行うのであれば、町の最高責任者という立場を頭に置き、これ以上、町政を混乱させないことをお願い申し上げます。ですから、議案第1号は認めない。

以上です。

〔「質疑」の声あり〕

◇1 番（笠原則孝君） いいのだよ、だからそのような質問で。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 笠原議員の言っている気持ちも十分わかっています。私も前回の裁判ではそ

ういう気持ちでやってきました。今回も裁判の中では十二分に審理をしていただいているということは理解しておりますし、今、混乱をさせないという笠原議員の意見については私も十分心にとめて今後の町政をしていくつもりでございますけれども、裁判長が誤認をした判例をしたということ、これについては、これを認めるということが自治体としては非常に難しいし、また玉村町としてもそれは認められないのではないかなど、ここまでは認められませんというのが今回の控訴でございますので、その辺でご理解をしていただきたいと思いますと思います。

◇議長（浅見武志君） 1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

◇1 番（笠原則孝君） 今、町長が、何か町の行政のやり方でそのことがよいということになってしまったらば、これはもう広まってしょうがない。そんなこと言うのだったら、滞納者に62万円くれてしまった自体はどうになってしまうのですか、こっちのほうは。税金というのはみんな公平で、みんな納税の義務がある。それをくれてしまったということ自体で裁判になってしまったのです。だから、もし町長、町が既にこれからの町の事務が進まないのであれば、そして今、話をずっと聞いてみますと、その住民訴訟を起こされた人とは争うつもりはない。そういうふうに言うのであれば、住民訴訟を起こした人と和解をして、その件で控訴すればいいのではないですか。どんなものでしょうか。

◇議長（浅見武志君） お答えのほうをよろしくお願いします。

町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 裁判というのは、和解というのは、これは法律的にも認められていますし、そういうことは決して違反していることでもないと思います。今後についていろんなご意見がございますから、その皆さん方のご意見を十二分に聞いていきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 最後です。

1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

◇1 番（笠原則孝君） とうとう最後になりましたので、今、町長が言ったとおり、まだそういうわけではなく、いろんな道があるということなので、それを期待して、これ以上町に混乱が起きないようにひとつよろしくお願いします。

◇議長（浅見武志君） 1 1 番村田安男議員。

〔1 1 番 村田安男君発言〕

◇1 1 番（村田安男君） 過日、1月25日の判決に基づき、先ほども説明がありましたけれども、裁判所の誤認によって上告するというところでございますけれども、地方自治法179条ですか、その内容というのが新聞各社によって出されております。私もこの解釈は大変難しい解釈だと理解しておりますけれども、いずれにしても根本的には2010年の2月の判例に基づきまして、町が和解によ

って問題解決したということでございます。

私は、納税の義務というのは、第1条件として平等であるということが大原則であるわけで、その後の和解によって元議員が不服、異議を申し立てて告訴したわけでございます。判決内容は大変難しい内容になっておりまして、私もこの専決議案が正しいかどうかというものはわかりませんが、いずれにしても私は公平公正な原則等を考えた場合に、この179条の誤認があるという内容はそこだと思っておりますけれども、その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） 179条の3ですか、文面的には1と2とあって、前2項の規定による措置については、普通地方公共団体の長は次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないという文面だと思います。原則で、町は専決をやった場合には、次の議会が開かれるときに、いつもこのような形で議会に提出して承認を求めてきた形であります。

先ほども申し上げましたが、3月31日の専決の報告でございますが、通常でいけば臨時会等が4月に開かれれば4月の議会、臨時会等が開かれない場合には通常の6月の定例会という形で報告になっております。それが違法であるということで、3月31日の専決で決めた補正予算案が違法だということであれば、今までやってきたことが全部違法になってしまうというようなこともあります。そういうことを今後できなくなってしまうという可能性もあります。ですから、町としてはそこを争っているということをご理解いただきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） この地方自治法の解釈も大変難しい解釈になっていようかと思いますが、私もいろいろな角度からやってみたけれども、何だこれはということで、いずれにしても私は公平公正の原則というものを行政の主観はそこにあるかと思っておりますので、こういうことで上告するということがいかなものかなというような疑問を持っております。私はそれ以上の回答は結構でございますから、よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） よろしいですか。ほかにございますか。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） ちょっとお聞きして感じてのですが、この判決文のほうを読んでみまして、25ページのところを今、総務課長が説明しておりますが、「本件の専決処分について179条1項の要件を満たさない点については、後の玉村町の議会の議決によって瑕疵を治癒することはできるが」とここにあるのです。「が」なのです。そして、その後です。解決金の債務負担や支出が予算に基づかない点については、後に玉村町の適法な議会の議決がされていないことから、結局予算に基

づかない債務負担や支出と言わざるを得ず、地方自治法210条及び232条の3項に反し違法となるというふうに裁判所のほうでは結びつけております。ですから、ここが全部、町のところが違法とか認められないというのではないのだと思うのです。議会の議決によって瑕疵を治癒することはできるがとある。これはできるというふうに見ているのです。ただ、その後の本専決処分の内容の事件ですよね。この事件についての解決金のお金の支出が予算に基づいていないという点と、もう一点、適法な議決が、要するに玉村町の議会の適法な議決がされていない、専決で行ってしまった、その2点です。その2点については、自治法からいって違法となるというような結論だと思っております。

ですから、町長が先ほどおっしゃっておりますように、これを次の争点として戦うのであれば、これはすごくよく精査しないと大きな方向性の間違いになると思います。

それと、町は、この判決を受けて、ここに裁判所の結論が出ていますよね。これを受けて闘っていくのか、ここの25ページの総務課長が言っている本件専決処分の179条でいくのか、それをしっかりと精査しないと、これは方向が違うと思います。

それと、最後の結語のところ、それから裁判所の裁判官の3人の名前が入っております。これは合議だと思っております。合議ということは、1人の裁判長の判断ではありません。3人の裁判官がこの事件については慎重に審議して、こういう結論として判決を出したというふうに私は理解いたします。ここを代理人の先生とよくしっかりと協議してやっていただきたい、やるならば。これは玉村町長貫井孝道さんということで出てきていますから、町長の後ろには玉村町の町民3万7,400人以上の方がいるということもしっかりと持って、この事件に向かっていただきたいと思っております。

それから、高裁に行きますときのことだと思っておりますが、私もよくわかりませんが、代理人の先生というのも県内にもたくさん、群馬県も今、もう160人とか180人とかいるという世界になっておりますが、自分のために代理を受けるのと、本当に原告とか被告のために受ける代理というのが最近大変多くなっているというのが、この世界の問題とも聞いております。その辺はしっかりと見きわめを判断して進んでいただきたいと思っておりますが、その辺、町長、決意というか、思いをしっかりともう一度聞かせていただけますか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） もちろん今、筑井議員が言ったとおりでございます。その辺の精査を十分にした中で、この控訴ということで、高裁でもう一度審理をしていただくということでございます。その辺については、私も十分考えております。

◇議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） それは大変つらい立場だし、十分わかります。町民との争いは、本来はしたくないところですが、また、こういう法廷に行くという時点で解決しなくてはいけないというの

が本音だと思うのです。なのですけれども、ここまで来たからというのはあると思うのですが、本当に町のこと、町民のことを考えてしていただきたいということと、この裁判官の誤認という判定を根拠に闘うのでは、結果がどういふふうに出るかということをやっと危惧します。

それと、前橋地方裁判所民事第2部の裁判官3名の合議ですから、この判決は。これもすごく重く受けていただきたいと思います。それを考えて、もう一度今後のことを進めていただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 答弁はお願いしますか。

◇6番（筑井あけみ君） その誤認については、では総務課長と町長のお考えをお聞きいたしましょうか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） 先ほどから申しているのですけれども、3月31日の専決がいけないのかどうかという話だと思います。自治法には、3月31日に専決してはいけないとは書いていないということもあります。ですから、我々は今までずっと慣例的に3月31日に予算の専決だとかなんかをやってまいりました。それが認められないということになれば、今後もその事務の執行に対して非常に時間的な制約がかかるということになります。極端な話は、3月31日の夕方に議会に開かなくては補正予算の内容が通らないと、そういうような形になってしまうと。そのような混乱を避けるためにも、高裁での裁決をまた求めたいということでもあります。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） ちょっと先に私が。これで3回目。

◇議長（浅見武志君） はい。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） 総務課長、そうではないと思うのです。専決する議案は今までもしてましたし、どこの町村もしています。だから、それをしてはいけない、悪いではないのだと思うのです。いいですか。解決金の債務負担や支出が予算に基づかない点について、議会の専決もしないで決めたから、予算の基づかない債務負担や支出と言わざるを得ないということなのです。ここなのです、大事なところは。だから、今まで慣例のようにどこの町村も年度末に忙しいところで専決をするという議案はたくさんありますし、それも玉村町議会でも了承していたと思うのですが、問題はここなのです。だから、ここをしっかりと見きわめていただきたいということを私は言っておりますので。

◇議長（浅見武志君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

◇副町長（横堀憲司君） この読み方については、こういうふう考えたほうがいいと思うのです。

うんとラフに言いますと、専決をします。当然その予算の専決をしますよね。その専決を要するに年度をまたいで議会の承認というのが、この裁判官の言っているのは、予算単年度主義に反するからだめだと言っているのです。だから、この解決金の問題だけでなく、ほかに3月31日で予算をいじったりなんかするその専決は、総務課長が言うように3月31日に議決、承認をいただかなければ、全部無効だというふうにこの判決は言っているわけなのです。ですから、そうしますと、今後の各自自治体もみんな同じように3月31日は専決をやっていますけれども、それができなくなってしまうというのが問題になっているというふうにご理解いただいたほうがよろしいと思うのですが。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 約1時間、質疑応答が行われてきましたが、いよいよ最後の段階に参りました。貫井孝道氏は、62万円及び平成22年4月1日から支払い済みまで年5歩の割合による金員と、被告の弁護士費用を玉村町に、また石川純男氏及び天田精一氏、2人の原告の弁護士費用を原告に支払えば、この裁判は決着をすると、こういうことです。この金額を合計してみますと150万円以下だと思えます。判決どおりに素直にこれらのお金を支払って、控訴などしないで、町長としての職務遂行に専念すべきであると、このように考えます。控訴すれば、町長としての職務遂行に専念できなくなる可能性があります。

裁判していますと、私も一度したことがあります、頭から離れないのですよ、そのことが。したがって、町のこと、町民のことを考えつつも、どうしてもこの裁判のことが頭の中によみがえってくると。町政遂行に支障を来すと、そのように思います。

そこで、先ほども申し上げましたが、どうしても控訴したいのであれば、貫井孝道氏は町のこと、町民のことを考えて町長の職を辞任して、私人としてやるべきであると思えます。よって、控訴の提起には反対をします。

このことを何日か考えている間に、若いころのことを思い出しました。私は防衛大学校を卒業してから自衛官でずっといたのですが、幹部学校というところがございまして、これは帝国陸軍でいえば陸軍大学校です。それに相当するところで、大東亜戦争に関する戦争史を勉強したことがございます。2カ月ぐらいそればかりを勉強するのです。帝国陸軍の将校の方、幹部の方などが講義に来て、ああ

だったこうだったといろいろ説明をしてくれましたが、その中にインパール作戦というのが話題に上りました。玉村町で言いますと、上陽の関口保太郎さんがこのインパール作戦に参加したと、そのようにご自身から聞いております。そのインパール作戦というのは、大東亜戦争の末期に何とかしてこの戦況の不況を打開したい、好転をさせたい。そして、そのことによって、大東亜戦争を終結させることにしたいと、こういうことで作戦したのです。

しかし、その結果は、3万人ほどの戦死者を出しまして、この作戦は失敗に終わりました。そして、戦況をよくするどころか、ますます悪くしてしまつたと、そういう作戦だったわけですが、そのことが頭の中に浮かんでまいりまして、今回のこの控訴はインパール作戦と同じようなことになるのではないかと、泥沼に足を突っ込んでいくと。例えば、この控訴で勝つたとしても、石川純男氏、天田精一氏は最高裁に上告すると思います。当然のことです。したがいまして、このことが何年も続いていくと、こういう結果になるのではないかと、そのことを今、危惧をしております。したがいまして、控訴をするのは取りやめる、ぜひそのようにしていただきたいと思っています。老婆心ながら一言申し上げます。

反対討論をこれで終わります。失礼します。

◇議長（浅見武志君） 町田議員に申し上げます。

ただいまの発言は討論の範囲を超えていますから注意いたします。

次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「ちょっと待って」の声あり〕

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後0時4分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありませんか。

〔「反対討論はもうできない」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） できます、あれば。

11番村田安男議員

〔11番 村田安男君登壇〕

◇11番（村田安男君） 簡単明瞭にさせていただきます。

私は、不承認ということでございますけれども、行政の基本は、先ほども申し上げたように、公平公正なことが大前提であるわけでございます。今回の事件の発端は、税滞納者が町が行った差し押さえ、言ってみれば執行権の行使に対して生活権の侵害であるということがあったわけで、それが発端であるわけでございますけれども、その後、前橋地裁においては、町がやった行為に対しては問題ないということで、生活権の侵害に当たらないということは判決内容として出ているわけでございます。

私は、行政の基本は税収によって行われているわけでございますから、今回、行政でいろいろと聞かせていただいておりますけれども、現在、玉村町では約3億円以上の滞納者が、幾人いるかわかりませんが、金額では3億円を超えているというような状況でございます。そういうもろもろのことを考えたときに、やはり町民にひとしく生活権を行使してもらって、公平公正な行政を行うには、このまま上告するわけには私はいかないと思います。

憲法の30条、国民は、法律の定めるところにより納税の義務があるということが大前提であるわけでございます。それを無視してのその後の課題、問題というものを議論しながらやってきたわけでございますけれども、私はそういうことを考えているときに、この内容については承認するわけにはいきません。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君登壇〕

◇3番（原幹雄君） 3番原でございます。賛成の討論をさせていただきます。

今回の控訴の理由でございますが、極めて事務的な理由ということでございます。これは特に町政なり行政を運営していく上で大変重要な点が含まれているというふうに考えます。今のままでいきますと、今までやってきた行政手順というのですか、事務手順についてスムーズな執行ができなくなるということですので、これは私の前の職場でもそうですが、行政手続なりそういったものの適法性を確認するというのは、これが適法であったとしても、なかったとしても、とにかくはっきりさせるというのが大変重要な手続になるかと思えます。そういった意味で、今回、この判決に基づいて、その結論の云々については、これは別として、その前の段階の専決処分を期をまたがってやると適法でないというふうな文言については、本当にそうなのかというのをはっきりさせる必要があると思えますので、これはもう少しその辺について裁判所の見解をはっきりさせるという意味で必要になるというふうに私は考えます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありませんか。

〔「反対」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 反対討論ですか。

10番川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君登壇〕

◇10番（川端宏和君） 議席番号10番、これでは一般質問になってしまいますが、今回の判決文に関しては、私は誤認の要素はないのではないかと、そのように思っているわけでございます。

判決文の中だけではございますが、最後の裁判所の結論の中に、本件和解及びこれに基づく解決金支出命令は違法であり、被告の上記違法行為によって解決金相当額である62万円の損害が玉村町に発生したと認めることができると。そして、前記認定の本件和解に至る経過や地方自治法208条が定める会計年度独立の原則等は、地方公共団体の長として認識しておくべき基本的な事項であることなどを考えると、貫井孝道氏には上記違法行為について少なくとも過失を求めるのが相当であるとあります。

よって、私は今回のこの控訴に関しましては、これ以上、町をまた荒れさせることのないように町長の判断によって過失を認めるのが相当と考えます。よって、反対といたします。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありますか。

1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

◇1番（笠原則孝君） 12時ももう大分過ぎてしまったのですけれども、一言言わせてください。

いいですか、事の発端というのは、本来税金を納めるべき義務がある人に、これ以上、前橋の民商が入ったりなんだちごちゃごちゃ、ごちゃごちゃするから、そして東京に控訴してしまったから、日にちがないのです、日にちが。それで、本来なら、私は前の町長にも申し上げたのですが、その金は仮払いで解決しておけばこんなことはなかったのだよと申ししたこともあります。

ところが、けちだか何だかわからないのだけれども、その点、町の金を使ってしまったと。だからいろんな専決問題だ何だかんだとなってしまったわけです。よって、やはり税金を払うべきところへ払わないでやって、確かにそれは憲法第25条、生存権あります。ところが、それは本当に働いて働いて、病気で生活が困難だという人だったらいいのです。ところが、このOさんは九州のほうから流れてきて、玉村町へ住んで、なおかつ運送屋のどこかで運転手をしながら、恐らくこの金はほとんどは健康保険税と、皆さん、わかりますか。健康保険税と、そして軽自動車税ではないかと思うのですよ、財産がないのだから。固定資産税が発生するわけないです。そんなところへやってしまったと。それは、昔からずっと何代も玉村町に住んで、固定資産税もちゃんと納めて、たまたまいろんな状況でなってしまったのなら、これはもうしょうがない。ところが、そうではないのです。

そんな中で、そして聞いてみれば、税務課と話をして、約束の時間は全然守らない。入金はずれる。あげくの果ては玉村町から逃げてしまったと。これが問題なのです。だからその辺をよく考えてやら

ないと、ちょっと問題が起きます。まして税金をくれてしまった、こんなことが今度東京高裁へ行つて話してください。どこにもないから、日本全国で。さっきの業務上の専決の問題がどうのこうの、こんなのは鹿児島県の阿久根市があれだけやったではないですか。そんなものは問題にならない。本来ならば、やはりちゃんと納税をしてもらう、それなりの手続。まして、これいろいろ見てみたら、私が議員になる前の平成20年7月ごろなのです、起きたことが。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員、簡潔にお願いします。

◇1番（笠原則孝君） はい、わかりました。

どうも済みません。そんなわけで、こういうことを鑑みて、控訴を認めるわけにはいきませんので、あとは町長の個人的なよい考え方で解決を願いたいと思います。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 反対討論いたします。

玉村町が一審で勝訴したにもかかわらず、公金支出をして、訴訟を取り下げてもらった。これ自体が不合理な和解であって、62万円の金額の内容も不明であります。そして、和解をしてきた理由というのが、これ以上裁判費用、弁護士費用をかけて長期にわたって争っても得ることがない、そのように説明してきたわけだと思います。

このように和解の説明をしてきたにもかかわらず、町が控訴するという事は、どのような理由であっても、今までのやはり言い分を否定することになってしまう。つまり何のために和解したのか、これは住民にもう説明ができなくなってしまいます。そして、和解金を払ったそれ自体を、和解金を払ったことをもう自分みずから否定していることになってしまう。一審で勝訴したのであるから、相手方にどこまで争うと言われても毅然とした態度で臨むべきではなかったか、これは多くの町民がそのように望むことではないかと思います。

本来、専決処分は、特に緊急を要するため、議会を招集することができない場合に関してであり、今回のように住民訴訟になるまで発展するようなもの、案件に関して果たして専決処分することが必要だったか、これはやはり納得できないものであります。そして、今後十分にこの専決処分に関しては反省すべきものであると思います。

私たち議員というのは、やはり町民の代表であります。町民がそれを納得できるかどうか、そしてこれは、こんなごたごた、ごたごたしたことをいつまでも続けていることが本当に町民の得になるかどうか、そのことをやはり考えなくてはならないと思います。したがって、私は控訴すべきではな

いと思います。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

トイレ休憩をしたいと思います。どうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 休憩を10分ほどとらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

午後0時18分休憩

---

午後0時27分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇

#### ○日程第4 議案第2号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（浅見武志君） 日程第4、議案第2号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第2号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第5号）について説明

いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ216万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億1,049万2,000円と定めるものでございます。歳出予算の補正額の内訳は、先ほどの議案第1号での裁判に係る費用として50万6,000円、保育所の安全点検において危険性が指摘された遊具の入れかえに伴う工事費として166万円であります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） 第1号議案によって、私はこの上告に対して反対したわけでありまして、当然予算というものは使われるべきではないということで、緊急動議でございますけれども、この案件について、2号議案から削除、50万6,000円ですか、削除することはできないのか、その辺についてお伺いいたします。

〔「休憩」の声あり〕

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時29分休憩

---

午後0時29分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） 緊急動議したいと思いますけれども、議長、いかがなものでしょうか。

〔「休憩してもらって」の声あり〕

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時30分休憩

---

午後1時36分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） これより本案に対する質疑を求めます。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） 大変勉強不足で、私もこのような議会運営というものは理解できなかったわけでございますけれども、先ほどの発議に対して取り下げさせていただきます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 簡潔に反対討論を行います。

議案第1号、控訴の提起に反対であるので、この控訴のための弁護士委託料等が計上されている平成24年度玉村町一般会計補正予算（第5号）には反対であります。

終わります。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

○日程第5 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

◇議長（浅見武志君） 日程第5、玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

[6番 筑井あけみ君登壇]

◇6番（筑井あけみ君） 提案理由の説明を申し上げます。

本案については、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、平成25年3月1日に施行されることに伴い、玉村町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、地方自治法の委員会に関する規定が簡素化され、また委員会の委員の選任等について条例で定めるとしたことにより、一部改正を行うものであります。

本条例の改正につきましては、議会運営委員会で審査いたしました結果、全委員の賛同をいただきましたので、私が一議員となり提案させていただくものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○閉 会

◇議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして平成25年玉村町議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後1時42分閉会